

山陽小野田市国民健康保険データヘルス計画の策定について

1. 経緯

平成26年3月31日、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件」が告示され、平成26年4月1日から適用された。

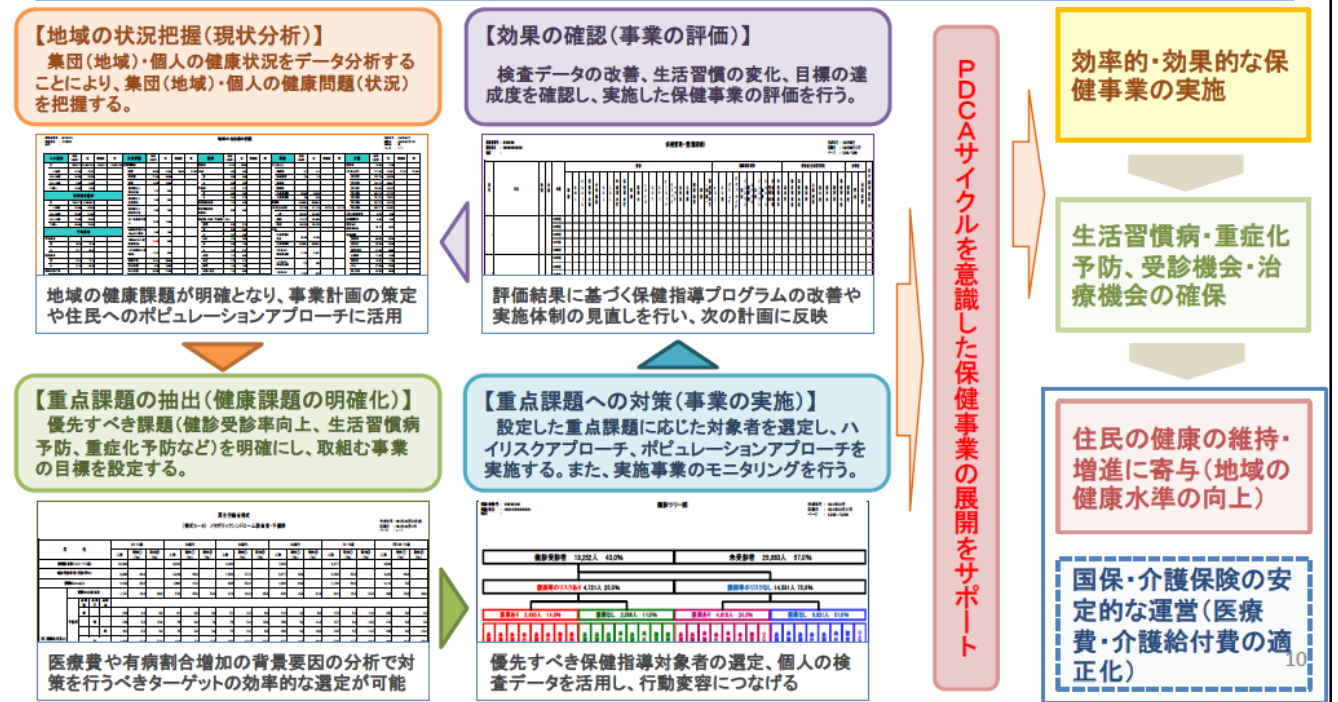
この中で、保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととされた。

2. KDB（国保データベース）システムの活用

平成26年度から、KDB（国保データベース）システムが利用開始となり、それまでにできなかった様々な分析ができるようになった。

国保データベース(KDB)システムの活用ポイント

- 「健康日本21(第二次)」等の着実な推進には、PDCAサイクルを意識した保健事業を展開していく必要がある。国保データベース(KDB)システムから提供されるデータを分析することにより、地域住民の健康課題を明確化し、事業計画を策定した上で、それに沿った効率的・効果的な保健事業を実施することやその評価を行い、次の課題解決に向けた計画の見直しが可能となる。
- 国保データベース(KDB)システムは、医療・介護関連情報の「見える化」を推進し、それぞれの地域の特性にあった地域包括ケアシステムの構築にも活用が可能。



3. 策定方法

【Plan】

KDB（国保情報データベース）システムや、国保総合システムを活用して現状分析を行い、これまで行ってきた保健事業の検証を行う。現状を把握した後、直ちに取り組むべき健康課題、中長期的に取り組む健康課題を明確にして目標を設定する。



【Do】

設定した目標を踏まえて、課題に対応する保健事業を実施していく。



【Check】

保健事業の検証



【Act】

保健事業の見直し

4. 計画の期間及び策定スケジュール

計画の期間は特定健診・特定保健指導計画の計画年限である平成29年度までとし、次の改訂で同計画と統合する。実施事業については毎年度効果の測定及び評価を行ったうえで、必要に応じて事業内容等の見直しを行う。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
内容	計画の策定 (Plan)			
			計画の実施	